

公益社団法人小田原青色申告会

第4期事業計画書

(平成28年度)

自：平成28年4月1日

至：平成29年3月31日

I 基本方針

65年余の歴史を誇る当会は、将来の安定経営を維持するため、昨年3月に「中期3ヵ年経営計画」を策定しました。この中期3ヵ年経営計画の2年目となる本年度は、本計画における指針の中で最重要課題である会勢拡大はもとより、各種課題に会員や関係者の理解と協力を得つつ、役職員一丸となって取り組み、会運営基盤の強化を図って参ります。

なお、急速に進展する少子高齢社会をはじめ、著しい変化が予測される社会経済とりわけ税務関連の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、各種公益目的事業等に積極的に取り組んで参ります。

さて、政府の経済見通しによる平成28年度の我が国経済は、これまでのデフレ脱却・経済再生・財政健全化策に加え、新たな3本の矢「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」により、全ての国民が活躍できる「一億総活躍社会」を目標とし、様々な緊急対策を講じて投資促進・生産性革命・賃金の引き上げをとおした消費の喚起等を図ることで、名目GDP600兆円を目指しております。

このように、景気の下支えを行うことで、雇用・所得環境が引き続き改善され経済の好循環がさらに進展するとともに、堅調な民需に支えられた景気回復が、徐々に実現していくものと予測していることから、国内総生産の実質成長率は1.7%、名目成長率は3.1%程度に上昇するものと見込んでおります。

こうした中、日本経済はアベノミクス効果により、大企業を中心に景気が回復基調と言われておりますが、小規模零細事業者の事業環境は依然として厳しい状況にあり、さらに観光が主要産業のひとつとなっているこの地域におきましては、昨年の箱根大涌谷の噴火警戒などの自然災害の影響は、徐々に影が薄くなったものの、依然としてその後遺症に悩まされております。

このような経営環境を踏まえ、当会では会員をはじめとする個人事業者等の「経営支援」のさらなる充実を図るべく、「小規模企業振興基本法」に基づ

く各種制度の周知・活用を、商工会議所及び各商工会と連携を図った上で今後も進めるとともに、行政機関等が主催する起業スクールや青年部会等が主催する経営セミナーの経営関連情報を、会機関紙及びホームページ等で周知いたします。

また、会員の個人事業者等に対しましては、個別の経営相談や税理士相談等を通じ積極的に経営支援を展開して参ります。

加えて、平成28年度分の確定申告書からマイナンバーの記載が義務化されることから、同制度の定着に向け、会員を始め地域住民に対する情報提供に努めて参ります。

さらに、平成29年4月からは消費税率10%の引き上げとともに、消費税の軽減税率導入によって混乱が懸念されることから、軽減税率の対象や適用時期及び記帳等留意点の周知に努めることをはじめ、消費税の転嫁対策等の経営情報の提供にも努めて参ります。

なお、「公益社団法人」として第4期目を迎える当会は、自立的運営を基本とし、会員サービスの拡充を念頭におくとともに、公益の増進に寄与するために関係法令をはじめ定款・諸規程等を遵守した上で、会の目的に則した事業を積極的に展開し、従来に増して適正で公平な申告納税制度の推進と納税道義の高揚等に努め、会員サービスはもとより公益目的事業等の充実を図り、以って国政の健全な運営並びに地域社会の発展に貢献して参ります。

主要事業につきましては、次のとおりです。

Ⅱ 事業計画

1 租税関連事業（公益1事業）

（1）記帳支援

平成26年1月から、全ての白色申告者に記帳や帳簿等の保存が義務づけられたことから、実務的な記帳を早期に習得できるよう、税務署や関係団体と連携を図り「記帳個別指導会」等を適宜開催するとともに、青色申告制度の普及推進を引き続き図って参ります。

また、平成29年4月からの消費税率の引き上げに伴い導入される軽減税率制度に対応するため、所得税はもとより消費税の記帳支援にも従来より増して意を注ぎ、随時開催の「記帳指導」を始め、担当・予約制の「記帳処理」等の記帳支援事業（公益目的事業）を積極的に周知展開することで、納税者自らが早期に記帳（自計）できるよう指導に努めて参ります。

また、会を利用する機会の少ない、小規模な不動産所得者（青色申告特別

控除10万円) に対し、簡易簿記による帳簿作成を、簡易ソフトでサポートするサービスの提供を検討するなど、記帳支援事業のさらなる充実に努めて参ります。

(2) 決算・申告指導

当会の中核事業の記帳から決算・申告指導までの一連の指導事業は、国民の三大義務の一つである「納税の義務」を確実に維持し、ひいては我国の申告納税制度の土台を支える、極めて重要な使命を持った公益目的事業として位置づけております。その意味からも、税務当局はもとより税理士会の協力を仰ぐとともに連携協調を深めて、正しい自主申告の維持普及のため、関係法令を遵守した上で事業展開して参ります。

また、いよいよ平成28年度分の確定申告書からマイナンバーの記載が義務化されることから、本年1月開催の理事会において新設された、個人番号及び特定個人情報取扱規程等を遵守したうえで、税務署をはじめ関係行政機関と連携を図り、将来的には効率化に資する本制度の利用を推進し、適正申告・期限内納税の促進を目指します。

加えて、確定申告指導会場の運営にあたりましては、引き続き税理士会からの税務支援を受け、税理士の職能と青色申告会の機能を活かし、納税者の利便性に資するとともに、正確かつ親切丁寧な応接を通して地域に貢献して参ります。

なお、当会の確定申告指導事業につきましては、会館1階では記帳処理利用者を、3階におきましては会員・非会員を対象にサービスを提供しております。近年、急速に進むIT化の進展により電子申告や国税局ホームページの活用が進み、確定申告書(提出用)の納税者による手書きが不要となるなど、顧客サービスが大幅に向上する反面、パソコン及びプリンタ等の電子機器及びその消耗品の費用が著しく増加し、個人情報保護の関連経費の増加も避けられない状況であることに加え、神奈川県から賃借している駐車場用地が会所有となる見通しとなったことから、当会の確定申告指導事業運営費の財源を、安定的に確保していくことが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、確定申告指導会場の待ち時間の短縮等のサービス向上及び会場運営の効率化を努める一方、確定申告指導会場の利用者の一部に、若干の施設利用料の負担を検討し、会場の安定的運営を図って参ります。

（３）税のセミナー等

会員を始め地域住民に対し、マイナンバー制度の定着に向けた情報提供行なうとともに、所得税等の税制改正の動向に注視し、加えて平成29年4月からは消費税率が10%に引き上げられることから、タイムリーな時期に「身近な税金セミナー」を開催し、消費税の軽減税率導入に伴う記帳等の留意点をはじめ、消費税の転嫁対策等の経営情報の提供に努めて参ります。

さらに、厳しい経営環境のなか経営基盤の弱い小規模零細事業者等の経営支援を行うべく、個人事業所得者及び不動産所得者のニーズを把握した上で、経営セミナー等の開催を企画検討して参ります。

なお、毎年開催している「複式簿記講座」につきましては、税理士会の協力を得て年2回（春季・秋季）の講座を開催し、記帳支援事業利用者を含めた事業者自らが記帳できるよう、活用を促して参ります。

（４）創業セミナー

明確な創業スケジュールは無いものの、近く開業を検討している或いは将来に創業の夢を持つ開業予定者に、開業にあたって必要不可欠とされる「事業計画の作成」「融資の受け方」等の基礎知識を、それぞれの分野の専門家が、短時間（2時間程度）で、指導・指助言するとともに関連情報の提供を行うセミナーを開催いたします。

なお、創業を目前されている方に対しては、行政機関等が、深度のある内容を数日間で開催する「起業スクール」等の開催情報を行政等とリンクして提供するなど、それぞれの熟度に応じたセミナーの特徴を活かすことによって、創業者の支援に努めて参ります。

（５）青色申告・小学生の税の書道展（第35回）

小学生を対象に、書道を通じ税の重要性を学んで頂くための啓発事業として定着している「税の書道展」は、当会の代表的な公益目的事業として、多くの出品作品が寄せられ、親子二世代にも及び出品したというような微笑ましい声も聞かれるほど、地域に浸透し回数を重ねて参りました。

今後の事業継続につきましては、本事業の主要な財源となっている事業所からの協賛広告料が減少傾向にあることから、自主財源の維持に努めるなかで、事業の見直しの検討に着手するとともに、表彰式会場である小田原市民会館の施設使用に制限が生じたことから、表彰式の運営等に改善を加え開催して参ります。

なお、児童の減少が進み出品数が減ることも考え合わせ、本年度も小田原税務署管内児童の高出品率の維持に努めて参ります。

(6) 税の感想文コンクール

国税庁の税を考える週間事業の一環として、「税」について関心の薄い若い世代の中で、近い将来納税者となる小田原税務署管内の高校生に対し、税務署員等からの租税教室を受講した後に、税に関する感想文を広く募集することで、税の役割や重要性の周知に努め納税道義の高揚を図って参ります。

なお、国税局主催で開催されている「税の作文コンクール」との事業の棲み分けが課題となっていることから、事業の見直しを視野に入れ、事業の改善検討に着手して参ります。

(7) 機関紙「青色十色」の発行等

「青色十色」の発行は、本会の公益目的事業等を広く会員並びに地域住民に周知する上で、極めて重要な役割を担っております。したがって、紙面作りに当たっては、会員の中核をなす個人事業者等の経営アドバイス記事を始め、読者目線で常にタイムリーで質の高い記事が掲載できるよう努めて参ります。

なお、機関紙の発行及び配布にあたりましては、その費用も多額となり貴重な会財源が使用されていることから、費用対効果を検証した上で、より効果的・効率的な広報が行なえるよう、発行回数及び発行部数の見直しを含めた広報事業の改善検討に着手して参ります。

また、IT化の時代に即し、パソコンからのホームページの閲覧に加え、若年者層に利用率の高いスマートフォン対応のWEBサイトにさらなる改善を加え、会を身近によりダイレクトに感じて頂けるよう、事業紹介や起業紹介等を動画で閲覧できるよう改善したホームページを活用して、新たな会員の獲得にも繋げて参ります。

また、街頭広報事業（税の標語入りボールペン配布等）の広報活動全般につきましても、適宜改善に努め実施して参ります。

2 地域貢献事業（公益2事業）

(1) 講演会

前年度開催の秋の講演会は、事業計画に沿い大幅な改善を図り、書道家 金澤翔子氏の揮毫及び金澤泰子氏の講演により、収容300名程度の会場において臨場感ある揮毫パフォーマンスにより大盛況を博しました。

このような成功事例を踏まえ、本年度も事業の本質的な目的を見据えた上で、集客が見込まれる講演等に加え、来場しやすい時期や時間帯等に配慮した上で、参加見込者数に合致した会場で企画実施して参ります。

（２）スポーツ振興等助成事業

当会が地域貢献事業の一環として実施している本事業は、本年度で８年目を迎え地域に定着しております。

なお、近年要綱を改正し、助成対象をスポーツ振興団体に加え、商業等振興団体にも対象を広げ、商業の振興を通じ地域の活性化にも助成することといたしましたが、本事業の目的を再認識した上で、申請状況等に注視しながら、必要に応じ助成条件等の更なる改善に努めて参ります。

（３）事業所紹介サイト「どこどこ」

高度情報化社会が到来しても、インターネットの活用が苦手で、強力な広報手段を持たない、小規模な会員事業所等の「商品」や「サービス」を、インターネットを活用し、不特定多数の人々に広くアピールすることを目的とした情報発信サイトとして運営に努めております。このサービスを活用し事業者と消費者との接点を広げることで、会員をはじめとする個人事業者の経営支援とともに、地域の活性化に貢献して参ります。

3 共済事業（収益１事業）

（１）共済制度の普及

小規模事業者の事業引退後の生活安定を支援することが、会の重要な使命のひとつでもあります。

したがって、退職金の積立を図りながら節税にも繋がる「小規模企業共済制度」及び「中小企業退職金共済制度」の未加入者に対し、積極的な制度普及促進を図って参ります。

また、会員（加入者）の相互扶助制度「青色ファミリー共済制度」は、制度の役割や特徴等を積極的に会員に周知するとともに、その普及に努めて参ります。

（２）保険見直し相談会

生命保険制度は、加入者の年齢や家族構成等により、必要とされる保障内容が時の経過とともに変わって参ります。この変化に的確に対応するために、ファイナンシャルプランナーによる個別相談会を定期開催し、個々の会員の皆様の状況に合わせ、様々な角度から保障内容を検証した上で、将来の安心と無駄のない加入に向け適切なアドバイスを行って参ります。

(3) 生活習慣病検診事業

個人事業者の定期的な診断の機会は十分とは言えない状況であることから、当会では会員をはじめ多くの方々のかけがえのない「健康という財産」を守るため、多数の検査項目を短時間でしかも廉価な会員価格で受診していただける、生活習慣病検診（年2回春季・秋季）を継続実施して参ります。

とりわけ、生活習慣の変化や高齢化により、日本人の「がん」「脳卒中」「心臓病」「糖尿病」等の生活習慣病を基因とする死亡率が6割を占めていることから、定期検診を通じ疾病の予防と早期発見に努めることが重要とされており、この検診の必要性を周知して参ります。

4 会館賃貸・貸室事業（収益2事業）

「納税者センター青色会館」の2階賃貸スペースの4区画のうち、未入居の1区画に入居者の目処がついたことから、今後は、5階貸室スペース（会議室）の積極的な周知に努め、会館の有効活用を図って参ります。

また、青色会館は建設後半世紀を経過しており、平成26年度には大掛りな内装工事をはじめ、屋上の防水工事とともに外壁塗装工事を施工し、会館を一新いたしました。今後は、長期利用に耐えうる保全対策が必要不可欠となっていることから、過去に策定した建物修繕等長期計画等を参考に、会館の設備の保全を中心に、設備等の検査及び修繕を的確に実施して参ります。

5 会員厚生事業（その他1事業）

(1) 各種無料相談会

会員の幅広い個別相談のニーズにお応えするために、専門家による「法律の相談」「税の相談」「特許・商標等の相談」「年金等の相談」「経営の相談」「不動産の相談」等の各種個別相談会を定期開催し、会員の事業経営の安定と生活支援に努めて参ります。

(2) 部会

昨年4月に、新たな組織として青年部会が本格的に活動を開始したことで、医師部会・歯科部会・新聞部会と併せて4部会制となり、組織のさらなる充実が図られました。

なお、新たに発足した青年部会では、「自己研鑽事業」「異業種交流事業」「文化研修事業」「社会貢献事業」の4事業で部会運営を行って参りますが、メイン事業である「自己研鑽事業」の企画運営にあたりましては、本会との共催により、公開経営セミナー(仮称)を企画する等、部会員をはじめ会

員及び地域の個人事業者等の経営支援を図る中に、新部会員の獲得にも繋げて参ります。

青年部会では、このような活動を通じ、自己の事業を発展させることはもとより、事業を通じ人脈作りや社会貢献に努めるなど、地域を支える次代の経営者の養成を図って参ります。

(3) エンジョイサービス

記帳処理利用者の親睦交流の場として、僅かな費用で気軽にご参加いただける日帰り旅行とともに、新たな事業の企画実施に努めて参ります。

(4) 第54回会員研修旅行

本年度の会員研修旅行は「北九州の歴史と文化にふれる旅」と題し、世界文化遺産の、軍艦島のクルーズ・長崎のグラバー園を始め、唐津や九十九島等の観光スポットを三日間の行程で訪れます。

異国情緒あふれる名所や旧跡を多く保有する、北九州(長崎・佐賀・福岡)の伝統・文化に触れ、郷土の味覚を堪能いただくとともに、格式の高い老舗温泉旅館のおもてなしを満喫いただくなど、盛り沢山な内容に加え、当会ならではの特別企画を随所に織り交ぜ、5月中旬から850名の参加を目途に実施して参ります。

さらに、日本の歴史的な文化や伝統を見学し体験いただける旅をはじめ、国内をベースとし、話題性の高い憧れの「クルーズ」や「列車」による魅力的な旅行を企画実施して参ります。

6 組織運営等

(1) 個人番号及び特定個人情報保護に向けたセキュリティー対策

当会では、マイナンバー制度の導入に伴い、本年1月に個人番号及び特定個人情報保護の適正な取扱いに関する基本方針並びに同規程を新設し、行政の効率化・国民の利便性・公平公正な社会の実現に向け、税・社会保障・災害関連の行政手続に使用されるマイナンバー(12桁の個人番号)を含んだ特定個人情報を、関係法令を遵守した上で、様々な安全管理措置を講じ情報漏洩等の防止に努め、人の権利・利益を保護することと致しました。

いよいよ平成28年分の確定申告書から本格的にマイナンバーの活用が始まり、極めて重要な特定個人情報を、納税者からお預かりするにあたり、さらなる情報管理のセキュリティー対策の強化が必要となることから、早期に専門家による診断の受け、管理体制を万全にすることで、会の信頼性の保持に努めて参ります。

なお、公益社団法人に移行し3年が経過したことから、監督官庁である

神奈川県立入検査への対応等についても的確に行って参ります。

(2) 神奈川県所有地の取得（払い下げ）

当会の駐車スペースは少なく、確定申告時期の車利用来訪者に支障をきたすことから、近くの県有地を賃借しております。

今後、神奈川県から県有地払い下げの方向が示された場合には、この用地の取得にむけ積立てている特定資産を主な財源に、県と協議等を進めて行くことといたします。

(3) 中期3ヵ年経営計画の取組み〈平成28年度〉

成熟する社会経済の中で急激な人口減少社会を迎え、さらに、少子高齢化・IT化・国際化が進展するなどの経営環境の中にあって、公益社団法人化した歴史ある当会が、今後も安定的に発展できる仕組み作りが急務とされております。

このような状況を踏まえ、平成27年度に策定された「中期3ヵ年経営計画」の2年目にあたり、本年度は、この中期経営計画に基づき、積極的に会勢拡大等の課題に取り組んで参ります。

その他、本会定款3条の目的を達成するため、通年開催している諸事業等についても継続実施して参ります。

以上